

諮問日：令和4年11月14日（令和4年度（情）諮問第21号）

答申日：令和5年3月16日（令和4年度（情）答申第36号）

件名：福島地方裁判所において、特定の事件の指定を受けて司法委員となり非常勤の裁判所職員の身分を取得した者の氏名が分かる資料の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

平成31年4月以降、福島県内簡易裁判所において、特定の事件の指定を受けて司法委員となり、非常勤の裁判所職員の身分を取得した者の氏名が分かる資料の開示の申出に対し、福島地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福島地方裁判所長が令和4年9月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

支出負担行為即支出決定決議書の会計課長・課長補佐・係長・入力者の印影は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ハ（行政文書の開示義務）当該個人が公務員で当該情報とその職務遂行に係る情報に該当する為、開示義務がある。

公務員の印影は三文判で実務では、氏名として公開されており、実印等でないことから悪用される特段のおそれもないことから公開されている。

なお、平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機

関における公務員の氏名の取扱いについて」（以下「本件申合せ」という。）でも「各行政機関は、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名について、公にするものとされている。」とし、統一して運用されている。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁は、本件開示申出文書について、司法委員旅費が勤務月の翌月支払である実情を踏まえ、平成31年5月支払分から令和4年7月支払分までの「支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書」を対象文書として特定した。
- 2 苦情申出人は、職員が使用する印鑑の印影は、法5条1号ただし書ハに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するため開示義務がある旨、実印等でないことから悪用のおそれもなく、実務では三文判は氏名として公開されている旨、本件申合せにおいても、各行政機関はその所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については公にするものとして統一して運用されている旨主張する。
- 3 この点、裁判所においても、裁判所職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、原則として、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号ただし書イ）に該当し、氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害するなどの特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き開示することとして取り扱っている。そして、裁判所職員の印影は、当該職員の職務遂行に係る情報に含まれるものではあるものの、実印か否かを問わず、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、裁判所職員の印影については、公にすることにつき特段の支障を生ずるおそれがあることから、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報にも当たらない。

なお、その他の不開示部分についても、「債主内訳書」の各欄に記載された情報は各債主（司法委員）の記載ごとに一体として法5条1号の個人識別情報に該当するところ、「債主内訳書」の各欄に記載された情報のうち、氏名及び金額を除く部分については、同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められず、部分開示の余地もない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年2月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年3月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分した結果によれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分に裁判所の職員の印影があることが認められる。

苦情申出人は、職員が使用する印鑑の印影は、法5条1号ただし書ハに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するため開示義務がある旨、実印等でないことから悪用のおそれもなく、実務では三文判は氏名として公開されている旨、本件申合せにおいても、各行政機関はその所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については公にするものとして統一して運用されている旨主張する。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所においても、本件申合せに準じ、裁判所職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、原則として、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号ただし書イ）に該当し、氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害するなどの特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き開示することとして取り扱っていることが認められた。

そして、裁判所職員の印影は、法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、当該職員の職務遂行に係る情報に含まれるものではあるものの、実印か否かを問わず、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、裁判所職員の印影については、公にすることにつき特段の支障を生ずるおそれがあることから、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報にも当たらない。

なお、本件対象文書中の「債主内訳書」の各欄に記載された情報のうち、氏名及び金額については原判断において既に開示されている。その他の不開示部分については、氏名が開示されている各債主（司法委員）の各欄において項目ごとに記載されている情報であり、これらの情報は、公にすると個人の権利利益が害されるおそれがある（法5条1号本文「又は特定」以下の部分。）。また、法5条1号ただし書イからハマまでに相当する事情も認められない。

- 2 以上によれば、原判断については、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 令和1年5月16日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 2 令和1年6月14日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 3 令和1年7月12日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 4 令和1年8月19日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 5 令和1年9月12日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 6 令和1年10月11日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 7 令和1年11月12日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 8 令和1年12月13日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 9 令和2年1月15日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 10 令和2年2月12日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 11 令和2年3月13日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 12 令和2年4月20日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 13 令和2年5月18日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 14 令和2年6月18日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 15 令和2年7月9日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 16 令和2年8月11日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 17 令和2年9月9日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 18 令和2年10月7日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 19 令和2年11月12日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 20 令和2年12月9日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 21 令和3年1月15日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 22 令和3年2月12日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 23 令和3年3月5日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 24 令和3年4月14日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 25 令和3年5月17日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書

- 26 令和3年6月15日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 27 令和3年7月7日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 28 令和3年8月13日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 29 令和3年9月7日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 30 令和3年10月6日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 31 令和3年11月11日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 32 令和3年12月14日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 33 令和4年1月12日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 34 令和4年2月10日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 35 令和4年3月10日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 36 令和4年4月15日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 37 令和4年5月17日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 38 令和4年6月9日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書
- 39 令和4年7月12日 支出負担行為即支出決定決議書及び債主内訳書